

第8回教育委員会会議

令和6年5月14日
午後3時30分
本庁舎屋上会議室

案 件

議案第63号

大阪市学校適正配置審議会委員の解嘱及び委嘱について

議案第63号

大阪市学校適正配置審議会委員の解嘱及び委嘱について

1. 解嘱

令和6年5月31日をもって、大阪市学校適正配置審議会委員を解嘱する。

氏名	役職名	大阪市学校適正配置審議会規則第2条による区分	任期	備考
長谷川 葵	弁護士	学識経験のある者	R4.9.9～ R6.9.8	当初任期

2. 委嘱

令和6年6月1日をもって、大阪市学校適正配置審議会委員を委嘱する。

氏名	役職名	大阪市学校適正配置審議会規則第2条による区分	任期	備考
高坂 佳詩子	弁護士	学識経験のある者	R6.6.1～ R6.9.8	

3. 説明

長谷川 葵氏について、任期途中であるが、委員辞任の申出があったため、解嘱する。その後任として、弁護士である高坂 佳詩子氏に委員を委嘱する。

任期については、大阪市学校適正配置審議会規則第3条1項により、前任者の残任期間とする。

大阪市学校適正配置審議会 委員名簿

※太字は委嘱、下線は解嘱
(網掛けは変更なし)

氏名	役職名	大阪市学校適正配置 審議会規則第2条 による区分	備考
長谷川 葵	弁護士	学識経験のある者	解嘱
高坂 佳詩子	弁護士	学識経験のある者	委嘱
一本松 三雪	大阪市社会福祉協議会 評議員	教育委員会が適当と認 める者	任期 R4.9.9～R6.9.8
植松 利晴	帝塚山大学教育学部こども教育学科 講師	学識経験のある者	任期 R4.9.9～R6.9.8
柏村 貴一郎	大阪市PTA協議会 副会長	教育委員会が適当と認 める者	任期 R4.9.9～R6.9.8
片山 紀子	京都教育大学大学院連合教職実践研究科 教授	学識経験のある者	任期 R4.9.9～R6.9.8
喜多村 操	大阪市地域女性団体協議会 副会長	教育委員会が適当と認 める者	任期 R4.9.9～R6.9.8
木村 さやか	産経新聞大阪本社論説委員	教育委員会が適当と認 める者	任期 R4.9.9～R6.9.8
久保 朋子	大阪市PTA協議会 副会長	教育委員会が適当と認 める者	任期 R4.9.9～R6.9.8
越村 市二	大阪市地域振興会 副会長	教育委員会が適当と認 める者	任期 R4.9.9～R6.9.8
田中 真秀	大阪教育大学大学院連合教職実践研究科 准教授	学識経験のある者	任期 R4.9.9～R6.9.8
中西 啓喜	桃山学院大学社会学部社会学科 准教授	学識経験のある者	任期 R4.9.9～R6.9.8
西野 雄一郎	大阪公立大学大学院工学研究科 講師	学識経験のある者	任期 R4.9.9～R6.9.8
山下 晃一	神戸大学大学院人間発達環境学研究科 教授	学識経験のある者	任期 R4.9.9～R6.9.8

委員の略歴

○ 高坂 佳詩子（こうさか よしこ）氏

〈 弁護士 〉（平成15年～現在）

〈 主な略歴 〉

平成15年10月 西村法律会計事務所入所

平成25年 1月 鷹喜法律事務所入所

平成28年 4月 色川法律事務所入所

○大阪市学校適正配置審議会規則

昭和53年7月27日

(教)規則第22号

改正 平成25年3月29日(教)規則第19号

大阪市学校適正配置審議会規則を公布する。

大阪市学校適正配置審議会規則

(目的)

第1条 この規則は、執行機関の附属機関に関する条例(昭和28年大阪市条例第35号)第2条第1項の規定により、大阪市学校適正配置審議会(以下「審議会」という。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審議会は、25名以内の委員で組織する。

2 委員は、学識経験のある者及び教育委員会が適当と認める者の中から、教育委員会が市長の意見をきいて委嘱する。

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長等)

第4条 審議会に会長及び会長代理を置く。

2 会長は、委員の互選とする。

3 会長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

4 会長代理は、委員の中から会長が指名する。

5 会長代理は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 会長が必要と認めるときは、審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、会長が指名する委員で組織する。

(関係者の出席)

第7条 審議会及び専門部会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見または説明を聞くことができる。

(専門調査員)

第8条 審議会に、専門の事項を調査させるため、専門調査員を置くことができる。

2 専門調査員は、特定の事項について専門的知識を有する者の中から、教育委員会が委嘱する。

(幹事)

第9条 審議会に幹事若干名を置き、本市職員の中から、教育委員会が任命する。

2 幹事は、審議会の担当事務について委員を補佐する。

(施行の細目)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月29日（教）規則第19号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

【抜粋】

執行機関の附属機関に関する条例（抄）

制 定 昭和28年4月1日 条例第35号

最近改正 令和4年3月2日 条例第3号

（設置）

第1条 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に別に定めがあるものを除くほか、次のとおり本市に執行機関の附属機関を置く。

附属機関 の属する 執行機関	附 属 機 関	担 任 事 務
省		略
教育委員会	大阪市学校適正配置 審議会	小学校、中学校及び義務教育学校の規模及び配置の適正化に関する重要事項の調査審議及び具体的な施策についての教育委員会に対する意見の具申に関する事務

（委任）

第2条 第1条に規定する附属機関の組織、運営その他附属機関に関し必要な事項は、その附属機関の属する執行機関が定める。

附則（昭和53年5月31日）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（昭和53年7月27日）

この条例の施行期日は、市長が定める。

附則（令和4年3月2日）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。